令和８年度　公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

岐阜県地域活性化ファンド
事業費助成金（第2回）

～中小企業者等が行う新商品・新技術開発及びその販売力強化事業、
新たな生産方式の導入のための取組等を支援します～

1 助成対象事業・助成率・助成限度額

助成対象事業	次のいずれかに該当する、中小企業者等が作成した計画（2～5年程度の計画。新商品・新技術開発のみの場合は１～2年の計画）に基づく事業。（補助事業期間内の販売は不可。） １-①新たな地場産品・高付加価値化商品の開発、新商品開発・新技術開発及びこれらの販売力強化のための新たな取組 １-②新たな生産方式の導入（研究開発成果の活用又は外部からの技術導入等を含む。ただし、汎用性を有する、若しくは量産可能な設備の導入を除く。）のための取組 ２　地域団体商標制度を活用した新商品・新技術開発及びこれらの販売力強化のための新たな取組 ※１-①又は２の場合、新商品・新技術の開発を必ず行ってください。 展示会出展のみの事業は対象外です。
助成率 助成限度額	①通常枠　助成率：１/２以内　助成限度額：１年間で上限**200万円**、下限50万円 ②原油・原材料高騰等影響枠　助成率：**２/３**以内　助成限度額：１年間で上限**300万円**、下限50万円

【原油・原材料高騰等影響枠の対象要件】
2026年3月以降の任意の連続する3ヶ月の売上や利益が、前年または前々年の同期間と比較して10%以上減少している事業者。
法人の場合：　売上高合計、売上総利益、または営業利益のいずれか
個人事業主の場合：　事業収入、売上総利益、または営業利益のいずれか
※売上総利益は売上原価を控除した額、営業利益はさらに販管費を控除した額を指します。
詳細な算定方法や添付書類については、必ず公募要領をご確認ください。

2 対象者

県内の中小企業者等（詳細は、裏面の「７申請とその後のスケジュール【対象となる事業者】」に記載）

3 申込受付期間等（本申請前に提出先職員（資金支援担当）による事前確認を受けてください）

事前確認期間　令和８年11月２日(月)～令和８年12月２日(水)

申請受付期間　令和８年11月２日(月)～令和８年12月９日(水) 17時書類必着

【注意事項】
①当助成金にかかる申請書及び添付書類等内容に不備があった場合には、受付できません。特に添付書類のうち、公的書類(登記簿、納税証明書等)は、余裕を持って入手してください。
②申請前には申請内容等について 、事前確認期間内に必ず提出先職員(資金支援担当)による確認を受けてください。
③事前確認は、Word／Excel形式（添付書類はPDF等）のファイルをメールにてお送りください。

4 事業の対象となる期間

交付決定日（令和９年２月予定）から令和10年１月末までの期間で実施する事業

（期間外に支払った経費は対象外となります）

※年度関係なく事業を行うことができます。

※補助事業期間は原則として計画期間内を限度とし、年度ごとに審査を行います。

【事前着手について】
交付決定前に事業を始めること(事前着手)は、原則認められません。(交付要領第７条)
ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合(展示会への出展申請を行う場合等)は、この限りではありません。この場合、交付申請書に事前着手理由書を添付する必要があります。なお、審査の結果、事業が助成事業に採択されても、事前着手により要した経費が助成対象経費として認められない場合があります。

5 申請方法

交付申請書は、下記のホームページからダウンロードしていただき、必要書類を添付し、裏面に記載のある提出先へ提出してください。

・ＵＲＬ　https://www.gpc-gifu.or.jp/fund/chiiki/index.asp
・メール　fund-k@gpc-gifu.or.jp
・電話　058-277-1083

6 助成対象経費

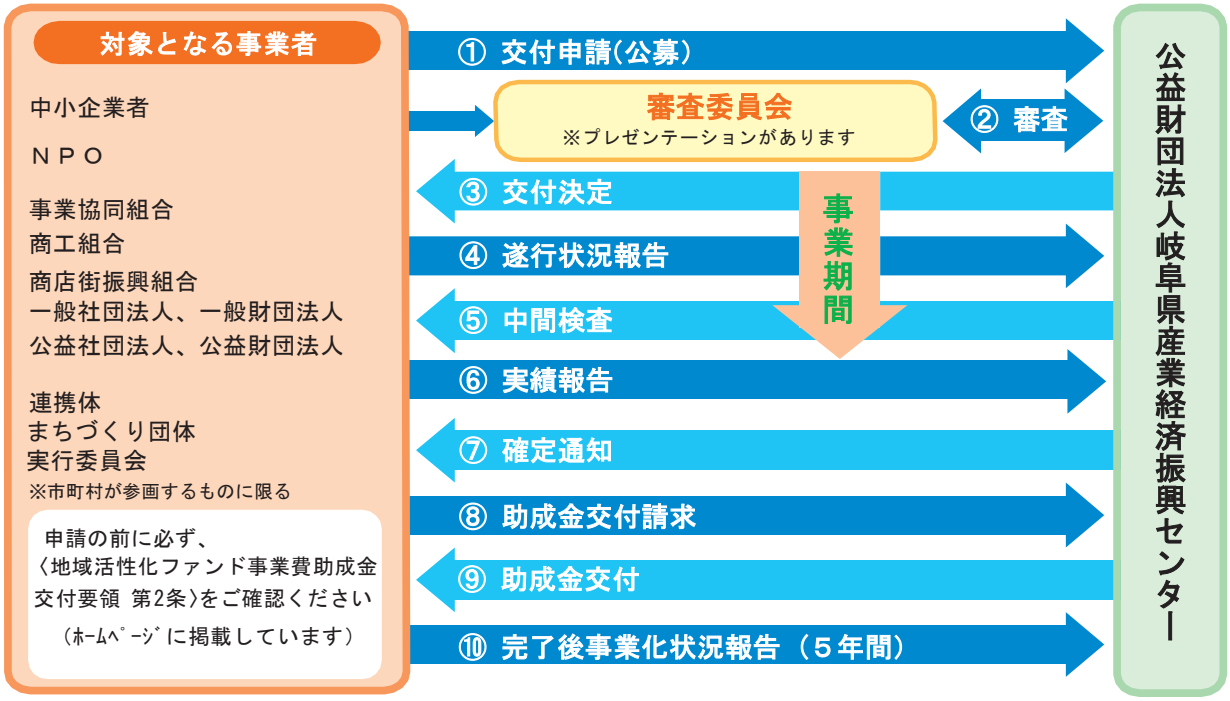
当該助成事業を適切に実施するために必要な経費であって、次に掲げる経費

※事業実施のために必要となる人件費以外の直接経費は、全て助成対象経費として計上してください。

助成対象経費	謝金、旅費・宿泊費、会場借上費、展示会等出展経費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、産業財産権導入費、原材料費・消耗品費、研修費、機械装置又は工具器具導入費、外注加工費、委託費　※委託費の合計額の割合は、全助成対象経費の６割未満

（対象経費の詳細については、ホームページ（公募要領）をご確認ください。）

7 申請とその後のスケジュール



8 その他

（1）申請者は、事業期間が重複した事業を申請する事はできません。（当該助成金の申請は、１企業、１申請に限ります）

（2）事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後５年間保存する必要があります。

（3）採択に当たっては、「岐阜県地域活性化ファンド審査委員会」において審査を行います。その審査委員会において、申請者にプレゼンテーションを行っていただきます。なお、交付決定に当たっては、助成対象事業に係る物件の数量、単価の査定などを行うため、交付申請に係る事項に修正を加えて、助成金の交付決定をする場合があります。また、次年度以降は、新規の申請者を優先的に採択します。

（4）採択基準（審査基準）については、産経センターのホームページに掲載しています。

9 提出先（助成金申請に関する相談・問合せ）

〒500-8505
岐阜市薮田南５-14-53　OKBふれあい会館１棟10階
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター　経営支援部　取引推進課　資金支援担当
TEL：058-277-1083　E-Mail：fund-k@gpc-gifu.or.jp

作成した交付申請書について助言をもらいたい　創業支援課　窓口支援担当　電話番号 058-277-1080

本助成金の詳細、交付申請書のダウンロード　https://www.gpc-gifu.or.jp/fund/chiiki/index.asp